夏期一時金を２００６年度の「給与構造改革」以前の水準に戻し、支給日を６月１５日（月）とすることに関する項目

期末・勤勉手当については、現行の期末勤勉手当条例に基づき、６月３０日に支給いたしたい。

一時金の傾斜配分（役職段階別加算措置）を廃止に関する項目

「民間の支給割合の実態を見ると、役職段階別にかなりの差があり支給割合を均衡させる」という趣旨から、平成２年に制度化したものであり、現時点においても意義あるものと考えている。

勤勉手当への「成績率」適用をやめることに関する項目

評価結果の勤勉手当の成績率への反映は、「勤務実績のより的確な反映」のために、平成19年度から前年度の評価・育成システムの評価結果を活用し、実施しているところ。

常勤講師・臨時主事の夏期一時金は、基準日の翌月から基準日までの在職・勤務期間に応じて支給し、とりわけ、一時金における任用期間の空白問題の早期解決をはかり、また、支給割合の引き上げに関する項目

現行の給与制度において、期間率及び支給割合に関する要求に応じることは困難です。

非常勤職員の一時金制度に関する項目

常勤職員の勤務労働条件と密接に関連することから回答する。非常勤の職員に対して期末・勤勉手当を支給することは、地方自治法の規定から、困難です。